

定款の一部変更について

(傍線の部分が改正部分)

変 更 後	変 更 前
<p>(評議員の選任及び解任)</p> <p>第 11 条 省略</p> <p>2 評議員選定委員会は、<u>理事長が任命する</u> 評議員1名、監事1名、事務局員1名と、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。</p> <p>3 省略</p> <p>4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。</p> <p>5—9 省略</p> <p><u>10 評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。</u></p> <p><u>附 則</u> <u>この定款は、評議員会の決議のあった日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</u></p>	<p>(評議員の選任及び解任)</p> <p>第 11 条 同左</p> <p>2 評議員選定委員会は、評議員 1 名、監事 1 名、事務局員 1 名、次項の定めに基づいて選任された外部委員 2 名の合計 5 名で構成する。</p> <p>3 同左</p> <p>4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。<u>評議員会選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。</u></p> <p>5—9 同左</p>